

小規模多機能自治移行に向けた Q&A

共通Q&A

1 基本理念	
1-1 導入の理由	<p>Q.なぜ小規模多機能自治をすすめる必要があるのか。</p> <p>A.急激な人口減少予測に対して、少しでも人口減少に歯止めをかけるよう南砺市としても取り組んでいます。しかし、行政だけで行うよりも行政と各地域が一体となった取り組み(移住施策、子育て支援、高齢者福祉など)が効果的であり、小規模多機能自治の手法を用いた住民自治による人口増対策を期待しています。また、人口が減っても地域が存続できるように地域において改革を進めていく必要があると考えるのも導入の理由です。</p>
1-2 基本理念	<p>Q.「地域の課題は地域で」の基本理念は、結局、旧町村単位での取り組みとなり、合併前に戻るようなものではないか。市は何を行うのか。</p> <p>A.合併前に戻るというよりも、地域の課題は地域によって様々で多様化してきており、市だけでは解決できない事が多々あります。<u>地域の实情に応じて地域で行った方が効果が高い、効率が良いと思われる分野に取り組んでいただきたい。</u>市は全市的、または専門的な支援をしていきます。</p>
1-3 手法取入れの理由	<p>Q.合併交付金が切れることで、市予算の縮小の必要性から、小規模多機能化へ移行しようとしていないか。</p> <p>A.今後、合併交付金が無くなり人口減少などから税収も減りますので、市の職員数も削減します。しかし、予算や職員減の視点ではなく、<u>各地域における人口減少に起因する課題解決への視点が小規模多機能自治導入のきっかけ</u>です。行政だけでは、これまでのようなきめ細かい対応が出来ない事もあると思いますので、地域で出来ることや地域で行った方が効果を見込める事業は地域で行っていただきたい。今まだ力がある内に地域内の改革を行ってほしいという考えです。</p>
1-4 メリット・デメリット	<p>Q.小規模多機能に移行することの、地域と行政それぞれのメリット、デメリットは何か。</p> <p>A.行政のメリットは、少子高齢化や空き家、農業後継者問題など、行政のみでは対応出来ない多様化する地域の課題への対応が可能となることです。 地域のメリットは、行政で対応できない地域の課題に取り組むことで地域の未来を明るくすることです。 双方のデメリットは軌道に乗るまでの労力が大きいことが挙げられます。</p>
1-5 少子化対策	<p>Q.小規模多機能自治体制への移行が少子高齢化の対策となるのか。</p> <p>A.現在の行事・会議・組織の棚卸しを行い、少子高齢化の対策を実施頂きたい。今の状態では団体や組織として行う既存行事などに時間をとられ、新たな地域の課題解決に向けた事業に取り組む事は難しいと考えます。また、近い将来の急激な人口減少傾向を見ると、少子高齢化対策どころか人手不足により、現在の組織の維持自体も難しくなると考えます。</p>
1-6 住民自治とは	<p>Q.団体自治から住民自治への移行とは何か。</p> <p>A.団体自治+住民自治=地方自治であり、双方が車の両輪のように機能することがふさわしいと考えます。地域ごとの課題(少子化、高齢化、農工商業など後継者問題、空き家問題など)を住民自治でも課題として捉え、行政と一緒に対策をしていくことが良いかと考えております。</p>
1-7 人口減少予測	<p>Q.市の人口はこれからどのくらい減る予測なのか。</p> <p>A.社人研による推計予測では、2010年54,722人→2040年34,858人(36%減)→2060年23,554人(60%減)が予測されています。</p>

2 組織について	
2-1 組織の役割	
2-1-1 役割の分担	<p>Q.小規模多機能自治に移行する際に、組織や役割の具体例などを示してほしい。</p> <p>A.市HPに掲載してあります市民会議提言書に具体例が示されていますので、参照願います。平成31年4月のスタート時は、3つの組織を1つに統一していただくことを前提としていますので、少なくとも3つの機能を果たす部会(現在の自治振興会の機能を含んだ部会、公民館の機能を含んだ部会、地区社協の機能を含んだ部会)をそれぞれ設けて頂きたいと考えています。</p>
2-1-2 法人格の取得について	<p>Q.法人格の可能性はあるのか。</p> <p>A.全国的にも地区の法人格の取得についての要望が上がっており、小規模多機能自治推進ネットワークにより国に要望書が提出され検討が進められております。</p>
2-2 上部組織	
2-2-1 上部組織との関連	<p>Q.県・国などとの関連は無くなるのか。(自治振興会活動・公民館活動・地区社協活動)</p> <p>A.上部組織との関連は、各団体名が部会名に変わっても今までと変わりありません。繋がりを持つメリットやデメリットはそれぞれの団体で異なると思います。 今後は、多くの地域の意識が変わり上部組織に伝えることにより、上部組織の考え方や活動方針にも変化が生じてくると考えます。</p>
2-3 事務局体制	
2-3-1 事務局の必要性	<p>Q.なぜ常駐の職員が必要なのですか？各自治に任せるのであれば、施設を自由に使える事が重要であり、職員数や勤務時間・勤務形態にこだわる必要がないように思うが。</p> <p>A.地域の様々な課題やニーズに対応していくためには、その解決方法を考え事業を行う事務局体制の強化が必要だからです。子育て支援や高齢者福祉、人口減少対策、農業商業等後継者不足、生活支援、交通確保などの事業の仕事が考えられます。</p>
2-3-2 常駐の職員数	<p>Q.31地区に、常駐の職員を2名配置することが、本当に経費削減につながるのか？地区により人口や年齢構成に大きな隔たりがあり、“常駐職員2名配置”という一律的な考え方に疑問を感じるが。</p> <p>A.常駐職員2名の内1名の地域指導員は、複数人員も可能です。また、人口2,500人以上の地区では地域指導員を1.5人に増員することもできます。なお、常駐職員を2名配置することは、市の経費削減のためではなく、人口減少から生じる地域課題への対応のためです。</p>
2-3-3 地域指導員とは	<p>Q.地域指導員の複数名可とはどういう意味か。</p> <p>A.各地区14万円／月の人件費交付を予定していますので、この人件費の範囲内で複数の方を地域指導員とする事が出来ます。</p>
2-3-4 行政からの派遣	<p>Q.まとめて対応するためには能力の高い人材が必要である。スムーズな運営が出来るよう、行政職員も地域に派遣していただき、一緒に地域発展のために考え、行動をお願いしたいです。</p> <p>A.行政の職員をリーダーや事務局員として派遣する予定はありませんが、活動が軌道に乗るよう、地域づくり支援員の派遣を続けるとともに、地域づくり支援員の研修を重ね、より地域発展に繋がるよう努めます。</p>

<p>2-3-5 事務局職員の人選</p>	<p>Q.事務局選出に大事なことは何か。</p> <p>A.多くの住民に事務局人選に対して情報を求めること、地域づくりに熱意がある方を選出すること、そしてその人材を育てていくことが大事です。市では人材育成のため9月に「みんなの住民自治創生セミナー」を開催しました。来年度以降も人材育成のため、地域の事務局員向け研修を</p>
<p>2-3-6 事務局のなり手</p>	<p>Q.現在でも役員のなり手がなく、地域指導員などを探するのが難しい。また市から様々な役割の人選を求められ困っている。</p> <p>A.地域指導員は1日の勤務を前提としていますが、2人の交替制でも可能です。地域にとって本当に解決すべき課題のためにどうすれば良いか、どんな人に役員になってもらえば良いか、適材適所な人材はいないかを多くの住民で検討すべきと考えます。縦割り行政によるいろんな役が混在しご迷惑をかけている状態であり、市としても横の連携を重視し、地域住民に負担がかからないよう努めます。</p>
<p>2-3-7 常駐職員の各種保険制度</p>	<p>Q.事務局の雇用保険や社会保険はどうなるのか。</p> <p>A.社会保険は任意加入であります。雇用保険や労災保険は各地区において加入していただく必要があります(保険料は交付金を含む予定です)。</p>
<p>2-3-8 常駐職員の管理体制</p>	<p>Q.事務局の賃金や出勤簿の管理はどうするのか。</p> <p>A.毎月、各地区で管理いただき、年度末に、市に提出いただき確認します。</p>
<p>2-3-9 事務局の勤務体制</p>	<p>Q.事務局の勤務体制は地区組織にて決めるのか。その場合、勤務表は地区組織に提出するのか。</p> <p>A.市から人件費を市内31地区単位へ交付するため、市の基準に合った勤務時間や賃金となります。ただし、地域の実情に違いがありますので、柔軟性を持たせる予定です。勤務表の提出は地区組織への提出となります。</p>
<p>2-3-10 実績に応じた人件費</p>	<p>Q.スタートできない場合、事務局人件費はどうなるのか。また、交付金の中で事務局員が規定される就業時間を達成しない地区がある場合はどうなるのか。</p> <p>A.事務局人件費は交付できません。実績が少ない場合は就業時間に応じて交付金を返還していただきます。</p>
<p>2-3-11 管理者について</p>	<p>Q.管理者は常駐しなければならないのか。</p> <p>A.常駐です。ただし、移行期間においては、地域によっては出勤時間、日数に柔軟に対応する予定です。</p>
<p>2-3-12 役員のなり手不足</p>	<p>Q.役員のなり手が不足しており、現在でも併任・兼務でまかなっているが、「地域自治への参加者に余力はまだある」とする行政と地域の事情とに認識のズレはないのか。</p> <p>A.役員のなり手不足の原因の一つにやらされ感や情報交換不足があると考えます。地域にとって本当に解決すべき課題のためにどうすれば良いか、どんな人に役員になってもらえば良いか、人材はいないかを検討すべきと考えます。また多くの地域の皆さんに小規模多機能自治の主旨を知っていただき多くの方の賛同を得ることで新たな役員のなり手も生まれるかと思えます。</p>

3 予算について

3-1 新体制の予算

Q.平成31年4月からは現在の組織(自治振興会、公民館、地区社会福祉協議会)や予算はそのまま運営したらいいのか。

A.現在の各組織は、地区における新体制の部会の1つとなり、予算も新体制の中の1つとなります。

助成金などの関係で、必要であれば新体制の中の部会の予算の一部として表すこともできま

3-2 決算時期

Q.組織によっては決算時期が異なるが、決算報告・行事予定の提出等はどのようになっていくのか。

A.市の会計年度は4月から3月となっています。各地区の組織の会計期間を変更する必要は無いと考えますが、市への報告につきましては市の会計年度に合わせて作成していただきます。

3-3 人件費の流用

Q.人件費を削って今までの事業に流用できないのか。

A.人件費を交付し地域における事務局体制強化を図ることがまずは必要であり、事務局体制強化により課題に応じた様々な事業が進むと考えております。ただし、移行期の3年間は2割を上限とした流用ができるよう協議中です。

4 スタート時期について

4-1 一斉スタートの見込み

Q.一斉にスタート可能な見込みか。

A.地区により理解度や進捗に差がありますが、引き続き、平成31年4月から31地区一斉スタートできるよう支援していきます。

4-2 方法や期限

Q.スタートに向けての方法や期限は。

A.当初、10月頃の意志表明を地域に求めていく予定でしたが、あくまでも全地域一斉スタートを目指すことから、31年4月スタートを地域で前向きに検討しているのであれば、3月まで検討いただくことの方針転換いたしました。

これからも勉強会の開催や様々な情報を提供してまいりますので、広く地域住民の意見が反映された組織づくりをお願いしたいと思います。また、組織づくりのためには、広く地域住民の意見を聞いていただく必要があると考えます。住民アンケートの実施や自治振興会の役員だけでなく多くの市民を巻き込んだ検討会組織による協議が必要と考えます。

4-3 早期導入の効果

Q.小規模多機能自治への移行については、早期導入についてどれだけの効果があるのか。

A.現在の体制では団体や組織として行う既存行事などに時間をとられ、新たな地域の課題解決に向けた事業に取り組む事は難しいこともあると考えられます。また、急激な人口減少傾向を見ると、少子高齢化対策どころか人手不足により現在の組織の維持自体も難しくなると考えます。よって一刻も早い導入が求められます。

4-4 早期導入を急ぎすぎているのではないか

Q.平成31年4月のスタートは急すぎるのではないか。

A.スタートが終わりではなく改革と地域づくりの始まりですので、スタートを急いでいただきたいと考えております。スタートの要件は、自治振興会・公民館・地区社協の一体化と部会制、公民館の(仮称)コミュニティセンター化、事務局の強化(地域での職員採用)です。急激な人口減少が進むことから、その課題に立ち向かっていただける地域の体制を求めています。

5 取り組む事業等について	
5-1 営利活動とは	<p>Q.地区がすべき営利活動とはどんなものか。</p> <p>A.全国の例を見ると、農産物直売所やコンビニ、子育て支援、高齢者支援(通所型サービスBなど)、行政業務の受託などです。</p>
5-2 通所型サービスBとは	<p>Q.通所型サービスBの事業内容について (該当者の把握、名簿の提供、施設改修や備品の補助、送迎、保険制度はあるのか。)</p> <p>A.事業を申請いただければ、ケアマネージャーを通じて地区の対象者にサービス開始の情報提供をいたします。 市において施設改修や備品の補助制度があります。 ある地区では、希望者にはスタッフで送迎されております。保険は事業全体にボランティア保険に加入しており、送迎も対象となります。</p>
5-3 アンケート事業の必要性	<p>Q.中学生以上のアンケートについての内容はどうするのか。 常時意見を求められるようインターネットの活用が重要ではないか。</p> <p>それをアンケートの設問にすると良いかと考えております。全国のアンケート事例や、南砺市の先行地区のアンケートをご提供できますので問い合わせ願います。 常時地区住民の意見を求められるよう、地区におけるホームページ運営も効果的と考えます。</p>
5-4 アンケート事業の必要性	<p>Q.この状況で住民アンケートや組織の見直しに意味があるのか。</p> <p>A.住民アンケートについては、小規模多機能自治について周知するという意味でも有効であると考えております。ただし、住民アンケートの質問内容は、地区において慎重な検討が必要であり、それが有意義なアンケート結果の活用に繋がると考えております。アンケートを取るだけでなく、集計結果やアンケートから判断できる今後の施策を、多くの住民が集まった報告会などで共有するとともに、各世帯へのアンケート結果の配布が必要であると考えます。 組織を見直す上で、なるべく多くの方で地域の課題を話し合うことで、そこから組織の部会が考えられると認識しております。最初は必ずしも上手くいかないことも生じてくるかと思いますが、準備期間を長く取るのではなく、スタートし、多くの方の意見を取り込みながら、修正やレベルアップが必要と考えております。</p>
5-5 事業の増加	<p>Q.課題解決事業に取り組む意味は理解できるが、日頃からの住民の絆を深める「交流＝集う」活動も平行して行う必要はないのか。これによって自治振興会や公民館、地区社協活動などがさらに多忙とならないか。</p> <p>地区社協の行事や事業は事務局で行い、多忙が予想されますので、2名の人件費を計上します。</p>
5-6 少子高齢化対策	<p>Q.今後の少子高齢化対策になるのか？</p> <p>A.南砺市が行う少子高齢化対策事業を、市のみで行うのではなく、地域と一緒に取り組むことで効果が上がると考えております。地域でも子育て支援に取り組むことで若い夫婦も子どもを産み育てやすい環境になり、通所型サービスBやサロンに取り組むことで高齢者は元気に、介護する家族も負担が減ることになると考えられます。</p>

6 その他	
6-1 庁内連携	<p>Q.移行に向けて、行政内での連携はされているか。</p> <p>A.部局を横断した小規模多機能自治庁内推進本部会議を立ち上げ、全庁体制で対応および情報共有をしています。今後も縦割り行政の解消を行い、地区が活動しやすいよう改革をしていきます。</p>
6-2 コミュニティセンター化について	<p>Q.なぜ公民館をコミュニティセンター化するのか。</p> <p>A.公民館は社会教育法で規定される生涯学習・体育・レクリエーション、住民の集会のための施設と限定されています。それらの活動だけでなく、地域づくりや社会福祉活動を可能にするためにコミュニティセンター化(交流センター化)を行います。地域の課題に応じた事業を行える施設、地域のための営利事業を行える施設が必要だからです。</p>
6-3 地域格差について	<p>Q.小規模多機能自治になることで、地域によってサービスに大きな差が生まれるのではないか。</p> <p>A.市が現在行っている一律的なサービスは今後も続けますが、<u>住民のニーズは多様化</u>するとともに地域によって異なります。それらすべてのニーズに市が対応していくことは難しく、各地域の実情に応じたサービスを地域で行っていただくのがよいと考えています。最初は地域によって差が生まれるとは思いますが、他の地域の取り組みを参考にし、自分の地域をより良いものにしていきましょう。</p>
6-4 参加推進の取組み	<p>Q.若者や女性に参加して欲しいが、地域よりも仕事や家庭のほうが重要と考えているのではないか。</p> <p>A.若者や女性に参加しないのは、課題が地区組織の施策に反映されていないからとも考えられます。小規模多機能自治の考えは、地域内のあらゆる組織や企業、学校などの総働が大切であり、企業への理解も必要です。</p>
6-5 男女比	<p>Q.積極的に女性の活動を得るべきではないか。</p> <p>A.市の各種審議会では、男女比の是正に努めております。小規模多機能自治の移行に伴い、<u>地域において男女比の是正を検討</u>願います。</p>
6-6 住民への周知について	<p>Q.小規模多機能に関する住民アンケートや意見交換会について、住民には全く伝わっていない。地域住民にもっと伝わるように周知願いたい。</p> <p>A.地域住民の方への説明が足りない地域には依頼があれば、随時ご説明に伺います。また説明時には多くの住民の参加を呼びかけていただきたいと思います。</p>

公民館関連	
1 社会教育法の位置づけ	<p>Q.公民館は、文部科学省の管轄であり、社会教育法にも公民館の目的等があげられている。法律で位置づけられているが、その位置づけを、どんな形で盛り込んでいくのか、文科省からあった流れを具体的にどうつないでいくのか。</p> <p>A.公民館をコミュニティーセンター化する際に、交流センター条例を制定します。その中に、公民館で行なっていた生涯学習活動(社会教育法第22条に規定された事業を含む活動)を行なうこと等を盛り込みます。</p>
2 社会教育法の営利目的禁止	<p>Q.ボランティアではなく「採算のとれる事業」が必要とあるが、社会教育法第23条第1項にある公民館の営利目的禁止との整合性はとれるのか。</p> <p>A.公民館のままでは地域住民のための収益事業に取り組めませんので、公民館を交流センターにすることで、収益事業にも取り組む事が出来るようになります。</p>
3 公民館機能	<p>Q.今まで行なってきた公民館機能はどうなるのか。</p> <p>A.地区における生涯学習活動は重要であるため、機能は新しい組織の部会(例:生涯学習部会)に引き継ぐこととなります。今まで公民館で取り組まれてきたものが無駄にならないような組織のあり方が重要です。</p>
4 上部組織との関連	<p>Q.小規模多機能自治に移行すると、公民館の連合体である〇〇地区公民館連絡協議会をはじめ、南砺市・砺波地区・富山県・全国等の公民館連合会の会員資格は無くなるのか。</p> <p>A.交流センター条例でも生涯学習活動について規定します。移行した場合は、地域で選任していただく生涯学習リーダーが、移行していない場合は公民館の役職の方が関連組織との資格を持ち続けます。</p>
5 施設維持管理費	<p>Q.公民館の維持管理費は、費用項目として明確に示されるのか、合算にされるのか。</p> <p>A.従来の公民館活動補助金と公民館維持管理交付金を地域づくり交付金に統合し一括交付しますが、内訳が分かるようにお示します。</p>
6 市の所管課	<p>Q.地域の拠点として位置づけられる交流センターの修繕や活動状況の調査等の、市の所管課はどこか。(利用状況等の調査や修繕費の要請などの窓口)</p> <p>A.生涯学習活動(利用状況・活動状況調査等)については、従来どおり生涯学習スポーツ課で行ないます。施設管理(修繕等)については、南砺で暮らしません課で行ないます。</p>
7 生涯学習リーダーについて	<p>Q.生涯学習リーダーの業務及び具体的にどんな人を想定しているか。</p> <p>A.従来の公民館活動や各地域で取り組まれる生涯学習活動事業を行ないます。現在の公民館長、指導員、小規模多機能自治における生涯学習分野の部会長などが想定されます。部会長との兼務も可能とし、地区の実情に応じて決定してください。</p>

地区社会福祉協議会関連

1 地区社会福祉協議会の位置づけ

Q.これからますます現在の地区社協の役割が大きくなっていくと思われるが、地区社協が無くなっても問題はないのか。

A.どの地区でも地区社協の果たす福祉政策(子育て、高齢者等)は今後ますます重要となるため、機能は新しい組織の部会に引き継ぐこととなります。

地区社協とは、地域の住民同士が、自分たちが住んでいる地域の生活・福祉問題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、関係機関や専門機関と連携・協働しながら解決に向けて協議し、「ふれあい支えあい安心して暮らせるあたたかい福祉のまちづくり」を目指す地元住民の活動組織団体です。全国では、地域組織の中で福祉部会という形で位置づけられているケースもあります。重要なのは、地域の生活・福祉課題の解決に向けて、協議できる場を設け、解決に向けて協議されることだと考えています。

今まで地区社協で取組まれてきたものが無駄にならないような組織のあり方が重要です。

2 地区社協の事務について

Q.現在の地区社協の事務は誰が行うのか。

A.地区ごとに常駐2名(交流センター管理者、地域指導員)を置き、その方が事務を行うことを想定しています。

3 福祉活動リーダーについて

Q.福祉活動リーダーの業務及び具体的にどんな人を想定しているか。

A.従来の地区社協活動や各地域で取り込まれる地域福祉全般の事業を行いません。

現在の地区社協会長、地区社協事務局、小規模多機能自治における社会福祉分野の部会長などが想定されます。部会長との兼務も可能とし、地区の実情に応じて決定してください。

4 敬老会

Q.敬老会は今後どうすべきなのか。

A.敬老会は、高齢者福祉の事業であるので、敬老会の開催に限定せずとも高齢者福祉分野の事業に振り替えていくことも考える必要があるのかもしれませんが。(例、サロンやケアネット事業の充実などへ移行)

自治振興会関連

1 上部組織との関連

Q.市内各地区には複数の自治振興会があり、それを束ねる〇〇地区自治振興会等の組織があるが、どうなるのか。

A.小規模多機能自治は31自治振興会を対象にしたものです。組織の維持については各地域で検討していただければと思っています。

2 スタートする地域とスタートしない地域

Q.31年4月に小規模多機能自治をスタートする自治振興会としない自治振興会と分かれると思うが、それを束ねる組織も分かれることになるのか。

A.分かれることはなく、今までどおり31地区で1つの組織の予定です。